

## 理由

平成二十七年度に輸入されるバター等について、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入が本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められることから、輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の適用を停止する必要があるからである。